

観音寺市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月5日

観音寺市監査委員 佐伯文男
観音寺市監査委員 井下尊義

平成 25 年度

財政援助団体監査結果報告書

観音寺市監査委員

財政援助団体（観音寺市体育協会）監査の結果について

第1 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
教 育 部 市 民 ス ポ ー ツ 課	平成24年度および平成25年4月1日から同年12月31日までの観音寺市体育協会に財政的援助等として支出した出納その他の事務	平成26年1月17日 から同年2月21日まで
観音寺市体育協会	平成24年度および平成25年4月1日から同年12月31日までの観音寺市から財政的援助等にかかる出納その他の事務	

第2 監査の方法

平成24年度および平成25年度に執行した財政的援助等にかかる出納その他の事務の執行が、補助目的に沿って適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として実施した。

監査にあたっては、当該監査対象団体の所管課および同団体から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

第3 監査対象団体（観音寺市体育協会）の概要

1 設置目的

協会は、スポーツの統一組織として、スポーツを振興し、市民の体力の向上とスポーツ精神を養い、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

2 事務局所在地

観音寺市教育委員会事務局市民スポーツ課内

3 組織（平成25年3月31日現在）

専門部、体育協会支部、協会の目的達成に賛同する団体または個人

4 役員

会長1名、副会長5名、事務局長1名、事務局次長2名、会計1名、常任理事39名、理事106名、監事2名

5 事業（会則で定めている事業）

- (1) スポーツの普及奨励並びに助成
- (2) 各種スポーツ大会の開催
- (3) 市民体育振興に関する調査研究並びに施設の拡充整備の促進及び関係当局への意見具申
- (4) スポーツ少年団の育成
- (5) その他目的達成に必要な事業

6 補助金の種類および金額

(所管課：市民スポーツ課)

(単位：円)

補助金の名称	補助金の額	
	平成24年度 決算額	平成25年度 予算額
観音寺市体育協会補助金（体育協会活動補助）	7,141,000	7,141,000
補助金計	7,141,000	7,141,000

第4 監査の結果

補助金に係る所管部局および監査対象団体の出納その他の事務は、目的に従いおおむね適正に執行されているが、一部について監査委員の意見を付する。

なお、所管部局および監査対象団体が、監査委員の意見について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づきその旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第5 意見等

1 所管部局について

補助事業については、事業の実績報告書、決算書の提出時には、決算等内容の確認を行い、今後も引き続き体育協会の経営状況等を的確に把握し、指導されたい。

2 監査対象団体について

- (1) 会計事務に関する証拠書類について、請求書等の日付の漏れがあり、書類受領時にはよく検収し、補正指導されたい。
- (2) 協会加盟団体に対する事業補助金交付額については、定期的に見直しを行い補助金額算定の根拠を明確にされ、補助金の効果が上がるよう今後とも更なる運営努力をしていただきたい。